

します。

○竹村委員 わが党も場内ということにしておきます。

○小澤委員長 それでは社会党、共産党を除いては御異議がないようでございますから、これは後刻場内ということにいたします。

○大池事務局長 そこで、お手元に差上げてあります内閣から承認を求めて参りました印刷物に、一箇所簡単な誤植がありますからお直し願います。四ページの五行目に、「同族会社」の「様式」とありますが、これは「株式」の間違ひでございます。それから次に六ページの終りから三行目に、「政令で定めるもの当該納税者」とありますが、「定めるもの」のあとに、「又は」を入れて「又は当該納税者」となります。

○小澤委員長 次に公正取引委員会委員長任命につきまして本院の同意を求める件を議題に供します。これは民主党だけの問題で、社会党は御異議がなかつたようでございますが……。

○土井委員 私の方はさしつかえございません。

○大池事務局長 これは北澤新次郎さん、湯地謙爾郎さんの問題でございます。

○権藤委員 私の方もよろしくござい

○小澤委員長 それではそのように決定いたします。

○土井委員 これはききようやるわけですね。

○小澤委員長 さようでございます。

○小澤委員長 次に、国会議員の歳費、

旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案が本委員会でも審議されておりましたが、オーケーが参りましたので、あらためて御報告を申し上げて御了解を得たいと思います。

○大池事務局長 これは当委員会でも御承認を得て具体的にきまつておりますが、通信手当を、従来の千円を四月から三千円にお願いしようというのと、閉会中に委員会を開きまして出て参りましたときの審査手当、これが従来七百五十円になつておつたのでありますが、その都度旅費を全然出してありますので、この七百五十円を千五百円に上げる。これがきまりまして予算に盛り込んで、予算は本院を通過しております。従いましてそれだけの点を、法律の方を直さなければならぬことになつておりますが、予算が通過するまで、それを考慮しておつたのであります。そこで、予算が衆議院を通過して向うに行つておりますから、本院といたしましては、やはりこれを提案する必要があるもので、千円を三千円に、それから七百五十円を千五百円に直し、四月一日から施行する、この法案が必要となりますので、今村委員長と、こういう法案になるというところで了解を得ておつたのであります。従つて正式に本委員会でも委員長名義で提案をお願いして、正式にオーケーをもう一度とるようには手続をいたしたい、こう考えております。

それから次は、両事務局、つまり衆議院事務局と法制局の定員、この定員規程の改正をお願いしたい。衆議院事務局の方は第三議員会館ができますので、それに必要なものとして、参事百六十名が百六十一名と、一名ふえるだ

けでございます。主事は四百五人が四百二十人と、十五人ふえます。それだけでござい

○権藤委員 第三議員会館の方だけに十五人いるのですか。

○大池事務局長 それだけではございせん。それ以外に、どうしても主事に上げなければならぬような人もあります。従つてだん／＼まわつてその方に行つてござい

○小澤委員長 これを主事にしようという、そういうものを見込んでおります。

それから法制局の方は二十人増員になつておりますが、ここにござい

○土井委員 法制局は特別の人員になるのですか。衆議院としてあるのではないのですか。

○大池事務局長 衆議院事務局と、法制局事務局とはわかれております。

○竹村委員 私の方は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、それから閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当、この両方に反対です。それからその次の、衆議院事務局職員定員規程の改正案並びに衆議院法制局職員定員規程の改正案については賛成いたしま

○小澤委員長 これについては一部共産党から反対があるようでございますが、他の方は御意見が一致してござい

すから、決定いたします。

○小澤委員長 さらに緊急上程の法案が二、三あるようでございますから、これについて事務局長から御報告を願います。

○大池事務局長 本日緊急上程をお願い申し上げたいというものに、通産委員会からの中小企業等協同組合法の一部改正、それから電気通信委員会の方からの電信電話料金法の一部改正、この二つがござい

○小澤委員長 それでは、きよう本会議開会中にこれが上りますれば、上程することになります。

○小澤委員長 次に、本日の日程の順序につきまして事務局長から御説明を願います。

○大池事務局長 もし各党でお話合いができましたら、政府からの地方税法案の修正の承認、これを一番最初にお願いたしまして、次に、日程第一の農業委員会法案と、次の施行に伴う関係法、この一、二が千賀康治君の報告で、一括上程であります。これには反対討論者が二人申込みがあります。八

○佐々木(秀)委員 私の方は保留しておきます。

○大池事務局長 それから反対が共産党の横田基太郎君。

○権藤委員 これは反対、賛成一名ずつというわけに行かぬだらうか。

○佐々木(秀)委員 そうしてもらいます。

○梨木作次郎君 反対はおの／＼の政

党の立場で違ひますから、これはぜひ許してもらいたい。非常に重要な法案ですから……。

○権藤委員 重要だから、ぼくらの方も特に賛成するわけですね。第一党を速成させて、野党たるわれ／＼が特に賛成するゆゑんはここにあるわけだ。反対の理由は同じなんですよ。

○竹村委員 反対の理由は一緒だと言われませんが、共産党は別の見地から反対なので

○梨木作次郎君 これは重要な法案です、やはり各党を／＼反対の理由が違ひますから、ぜひともやらしてもらいたい。

○小澤委員長 それでは十分以内ということで……。

○土井委員 大体十五分以内という

○小澤委員長 それでは十分内外という

○大池事務局長 これはもちろん起立採決でございます。日程第三、これは経済安定委員会長岡司さんの報告でございます。これは共産党が欠席しておりますが、共産党が反対だそうでございますから起立採決、それから日程四、五、六は一括で、大蔵委員夏堀さんの御報告、これも共産党が反対でございますから起立採決、そこで、あとただいま申し上げました中小企業等協同組合の改正法と電信電話料金法の一部改正、これを緊急上程して、なおもし厚生委員会から精神衛生法、予防接種法、これは多分きよう間に合わないと思ひますが、もし上りましたら……。

○竹村委員 この際お伺いしたいのでありますが、私の方から出して、前会から保留になつておりますところの決議案、これは本日御上程くださるよう特にお願いたします。

○小澤委員長 きようは大体簡単にやるといふ趣旨でございますから、この次に適当な機会を見て……。

○佐々木(秀)委員 これはあなたに相談するのだが、あなたの方の懲罰が二十日というのを、われ／＼の方は延ばしているのだから、そこらも——これは取引ではないが、考えていただきたいですね。

○梨木作次郎君 それから共産党非法化に関する緊急質問が出ておりますが、これも取上げてもらいたい。

○竹村委員 これはやはり本日やつた方がいいと思います。

○小澤委員長 共産党から二つの宿題が出ておりますが、これは各党とも考慮することにして、きようはかけないことにいたします。

○権鵬委員 自由党にお願いしますが、先般来問題になつてゐる彈劾裁判所の裁判員の問題です。わが党から委員が出ていないために、向うで委員長の出ないのに選挙するのはいかぬというので、延ばしたということです。ですから、田中君が目下旅行中で辞表が出せないというが、これは電報が何か打てませんか。

○佐々木(秀)委員 これはさつそく手続いたします。

○小澤委員長 それでは開会時間は定刻でよろしゅうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小澤委員長 それではそのように決

定いたします。
本日はこれで散会いたします。
午後零時四十分散会

〔参照〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第九條中「千円」を「三千円」に改める。

附則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律

国会の閉会中、常任委員会及び特別委員会が、各議院の議決で特に付託された事件について審査をしたときは、その委員は、出席日数に応じて日額千五百円の定額によつて審査雑費を受ける。

附則
1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律(昭和二十三年法律第八十九号)

は、廃止する。

衆議院事務局職員定員規程中改正案

正
衆議院事務局職員定員規程の一部を次のように改正する。

第一条中「参事 専任 百六十人」を「参事 専任 百六十一人」に、「主事 専任 四百五十人」を「主事 専任 四百二十人」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 前条の職員の外、臨時當廳に關する事務に従事させるため、参事専任二人及び主事専任七人を、国会閉会中事務に従事させるため、主事専任三十人を置く。

附則
この規程は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し第一条の改正規定のうち参事及び主事各一人の増置に關するものは、昭和二十六年七月一日から施行する。

衆議院法制局職員定員規程中改正案

正
衆議院法制局職員定員規程の一部を次のように改正する。

本則中「参事 専任 二十四人」を「参事 専任 三十二人」に、「主事 専任 二十人」を「主事 専任 二十六人」に改める。

附則
この規程は、昭和二十六年七月一日から施行する。

昭和二十六年三月二十九日印刷

昭和二十六年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所